

## 大分県特定災害対策緊急資金利子補給費等補助金交付要綱

### 第1条 趣旨

知事は、大分県特定災害対策緊急資金助成要綱（以下「助成要綱」という。）第3に規定する利子補給の対象となる資金の貸付を行う同要綱第4に掲げる融資機関又は同要綱第3に規定する利子助成の対象となる資金につき、被害者（同要綱第1に定める「被害者」をいう。以下同じ。）に対して利子助成を行う市町村に対して、利子補給費補助金又は利子助成費補助金を交付するものとし、その交付については大分県農業近代化資金利子補給等補助金交付要綱（平成19年3月19日金共第1648号）、大分県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（平成19年1月25日金共第1408号）及び大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2条 資金及び利子補給率及び利子助成率

- 1 この要綱において利子補給を行う資金は助成要綱第2の2（1）及び（2）に規定する大分県農業近代化資金及び大分県漁業近代化資金とし、利子助成を行う資金は同要綱第2の2（3）及び（4）に規定する農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金とする。
- 2 前条の利子補給費補助金又は利子助成費補助金に係る利子補給率及び利子助成費補助金に係る利子助成率は、助成要綱第3の6に規定するとおりとする。

### 第3条 利子補給契約

利子補給費補助金の交付は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

### 第4条 補助金の額

#### 1 利子補給の場合

第1条の規定により交付する利子補給費補助金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除して得た額とする。以下、同じ。）に第2条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

#### 2 利子助成の場合

第1条の規定により交付する利子助成費の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に於いて、当該助成費の交付対象となる被害者が融資機関に支払った利子相当額（借入当初の償還年次表に記載された利子の金額を限度とする。）に第2条に規定する利子助成率を乗じて得た額とする。

### 第5条 補助金の交付申請及び実績報告

#### 1 利子補給の場合

規則第3条第1項及び同第12条の規定による交付申請及び実績報告は、利子補給費補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式ー1）によるものとし、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものについては同年7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係るものについては翌年1月31日までに、次に掲げる書類を添付して知事に提出するも

のとする。

- (1) 貸付及び利子補給計画並びに貸付及び利子補給実績（第2号様式-1）
- (2) 融資平均残高計算明細書（第3号様式）

## 2 利子助成の場合

規則第3条第1項及び同第12条の規定による交付申請及び実績報告は、利子助成費補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式-2）によるものとし、毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものについて、翌年1月31日までに、次に掲げる書類を添付し、振興局長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 貸付及び利子助成計画並びに貸付及び利子助成実績（第2号様式-2）
- (2) 融資平均残高計算明細書（第3号様式）
- (3) 上記の期間中に被害者が融資機関に支払った利子に係る振込証明書等

## 3 規則第3条第3項の規定により利子補給費（助成費）補助金交付申請書及び実績報告書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、規則第3条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項とする。

## 第6条 補助条件

規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 利子補給費（助成費）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (2) 常に利子補給（助成）に係る貸付債権の保全に努めること。
- (3) 市町村長が被害者に利子助成費補助金の交付を決定する際には、前2号の条件を付すこと。
- (4) その他、規則、助成要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

## 第7条 補助金の交付決定及び額の確定通知

規則第6条及び第13条の規定による通知は、利子補給費（助成費）補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第4号様式-1又は第4号様式-2）により行うものとする。

## 第8条 補助金の交付方法

- 1 この補助金は精算払いの方法により交付する。
- 2 利子補給費（助成費）補助金交付決定通知及び額の確定通知を受けた融資機関又は市町村が利子補給費補助金（利子助成費補助金）の交付請求をしようとするときは、利子補給費（助成費）補助金交付請求書（第5号様式-1又は第5号様式-2）を知事に提出しなければならない。

この場合において、利子助成費補助金の交付請求にあつては、振興局長を経由して知事に提出するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成19年度の予算に係る大分県特定災害対策緊急資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る大分県特定災害対策緊急資金  
利子補給費等補助金から適用する。